

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成22年度
条 例 名	神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例		
条 例 番 号	平成17年神奈川県条例第11号	法 規 集	第2編第16章
所 管 課	総務局組織人材部労務給与課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第58条の2の規定に基づき、県の人事行政の運営等の状況の報告及び公表に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	地方公務員法第58条の2の規定により、県の人事行政の運営等の状況の報告及び公表に関し必要な事項については条例により定めることとされており、本条例は必須の条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	報告事項及び公表事項は、地方公務員法第58条の2に則して規定しており、その内容は、県民が行政の運営等の状況を把握するために十分なものである。	公表時期 12月末日 公表事項 職員の任免及び職員数に関する状況、職員の給与の状況等
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	各任命権者からの報告の時期・内容や知事が公表する時期・内容を明らかにすることで、県民への適切かつ速やかな情報提供が行われており、効率的である。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	神奈川力構想に位置づけられた「県民との対話による開かれた県政の推進」及び神奈川県自治基本条例に定める県政運営の基本原則である「透明かつ公正な県政運営」の趣旨に適合するものである。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方公務員法第58条の2の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成27年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>